

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における〈文書指摘・口頭指摘〉件数一覧（業種・項目別）

（単位：件）

業種・項目別		事業種別																合 計	
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		指定地域密着型通所介護		指定(介護予防)認知症対応型通所介護		指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護		指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護		指定地域密着型特定施設入居者生活介護		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		指定看護小規模多機能型居宅介護			
指摘区分		文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
項目																			
1 基本方針		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 人員及び設備基準																			
(1) 従業者の員数		-	-	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4
(2) 管理者、代表者		-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(3) 設備及び備品等		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) その他		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		-	-	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5
3 運営基準																			
(1) 内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等		-	-	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
(2) 提供拒否の禁止		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) サービス提供困難時の対応		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 入退居(所)		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 受給資格等の確認		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 要介護認定の申請に係る援助		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 心身の状況等の把握		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 関係他種事業者等との連携		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 法定代理受領サービスに係る援助、報告		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 身分を証する書類の携行		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11) サービス提供の記録		-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	-	-	0	2
(12) 利用料等の受領、預り金		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13) 保険給付の請求のための証明書の交付		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14) 取扱方針		-	-	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	0	2	-	-	1	6
(15) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等		-	-	0	1	0	1	0	0	2	1	0	1	1	0	-	-	3	4
(16) 介護、食事		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	-	0	1
(17) 機能訓練		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(18) 健康管理		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	-	0	1
(19) 社会生活上の便宜の提供等、相談・援助		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(20) 利用者に関する市への通知		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(21) 緊急時等の対応		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0

（単位：件）

業種・項目別		事業種別														合 計			
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		指定地域密着型通所介護		指定(介護予防)認知症対応型通所介護		指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護		指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護		指定地域密着型特定施設入居者生活介護		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				指定看護小規模多機能型居宅介護	
項目		文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
(22) 管理者、計画担当介護支援専門員の責務等		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(23) 運営規程、重要事項説明書		-	-	2	3	0	3	0	4	0	6	0	1	1	1	-	-	3	18
(24) 勤務体制の確保等		-	-	1	2	0	1	0	1	0	5	0	1	1	4	-	-	2	14
(25) 業務継続計画の策定等		-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0
(26) 定員の遵守		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(27) 非常災害対策		-	-	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	-	0	4
(28) 衛生管理等		-	-	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	-	-	1	2
(29) 掲示		-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	-	-	0	2
(30) 秘密保持等		-	-	1	4	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	-	-	2	6
(31) 広告		-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	-	-	0	2
(32) 苦情処理		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(33) 協力医療機関等		-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0
(34) 調査への協力等		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(35) 利用者家族・地域との連携等		-	-	1	3	0	0	1	2	0	0	1	0	2	1	-	-	5	6
(36) 事故発生の防止・発生時の対応		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	-	0	1
(37) 虐待の防止		-	-	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	1
(38) 会計の区分		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(39) 記録の整備		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
(40) その他		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
小計		-	-	5	16	0	8	6	12	4	16	1	6	5	13	-	-	21	71
4 介護給付費の算定及び取扱い																			
(1) 基本報酬		-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	1
(2) 各種加算・減算		-	-	3	1	1	0	1	0	3	3	0	0	3	0	-	-	11	4
小計		-	-	3	2	1	0	1	0	3	3	0	0	3	0	-	-	11	5
5 変更届等		-	-	0	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	-	-	1	5
合計		-	-	8	21	1	10	7	14	8	22	1	6	8	13	-	-	33	86

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

根拠法令等の凡例

- 法 : 介護保険法（H9. 12. 17法律第123号）
- 施行規則 : 介護保険法施行規則（H11. 3. 31厚生省令第36号）
- 条例 : 太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（H25. 3. 21条例第9号）
- 予防条例 : 太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（H25. 3. 21条例第10号）
- 規則 : 太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則（H18. 3. 29規則第15号）
- 解釈通知 : 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18. 3. 31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- 報酬告示 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18. 3. 14厚生労働省告示第126号）
- 予防報酬告示 : 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18. 3. 14厚生労働省告示第128号）
- 留意事項 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18. 3. 31老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018）
- 居宅介護支援基準 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（H11. 3. 31厚生省令第38号）
- 介護予防支援基準 : 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18. 3. 14厚生労働省令第37号）
- 居宅介護解釈通知 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（H11. 7. 29老企第22号）
- 介護予防支援解釈通知 : 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（H18. 3. 31老振発第0331003号・老老発第0331016号）

備考 分類に当たり、指摘事項及び根拠法令等について、事業所へ送付した実地指導結果とは表記が異なる場合あり

○指定地域密着型通所介護

1. 文書指摘

（単位：件）

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第59条の12 ・ 解釈通知第三・二の二3(5) ・ 条例第59条の20〈第9条第1項の準用〉 ・ 解釈通知第三・二の二3(14)〈第三・一4(2)①の準用〉	2
	(24)	勤務体制の確保等	利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしてください。	・ 条例第59条の13第1項 ・ 解釈通知第三・二の二3(6)①	1
	(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。（同意を得ていないケースが確認されました）	・ 条例第59条の20〈第35条第3項の準用〉 ・ 解釈通知第三・二の二3(14)〈第三・一4(26)③の準用〉	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	運営推進会議を、おおむね6月に1回以上開催してください。また、開催後は当該会議の記録を公表してください。	・ 条例第59条の17第1項及び第2項 ・ 解釈通知第三・二の二3(9)①	1
4	(2)	各種加算・減算	送迎未実施減算の算定について、減算該当回数に誤りがありました。	・ 報酬告示別表2の2注29 ・ 留意事項第二3の2(23)	1
			個別機能訓練加算の算定について、要件を満たす人員の配置をしてください。	・ 報酬告示別表2の2注16 ・ 留意事項第二3の2(13)	2
				合 計	8

2. 口頭指摘

（単位：件）

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	地域密着型通所介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成してください。（居宅サービス計画がなく、地域密着型通所介護計画が作成されている例がありました）	・ 条例第59条の10第2項 ・ 解釈通知第三・二の二3	1

	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・ 条例第59条の20（第9条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二三(14)（第三・一4(2)①の準用）	3
	(24)	勤務体制の確保等	利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしてください。	・ 条例第59条の13第1項 ・ 解釈通知第三・二の二三(6)①	1
			職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてください。	条例第59条の13第4項 解釈通知第三・二の二三（6）④＜第三・一4（22）⑥参照＞	1
	(27)	非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害（風水害）に関する具体的な計画を策定してください。	・ 条例第102条第1項 ・ 予防条例第59条第1項 ・ 解釈通知第三・四4(16) ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（S62.9.18社施第107号） ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号） ・ 貴運営規程11条第2項	2
			避難、救出その他必要な訓練を、年2回以上実施してください。	・ 条例第59条の15第1項 ・ 解釈通知第三・二の二三(8)① ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について（S62.9.18社施第107号） ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号） ・ 貴運営規程15条	1
3	(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。	・ 条例第59条の20（第35条第3項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二三(14)（第三・一4(26)③の準用）	3
			事業所従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。 （守秘義務誓約書の確認ができませんでした）	・ 条例第59条の20（第35条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・二の二三(14)（第三・一4(26)③の準用）	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	運営推進会議を設置し、概ね6月に1回以上、同会議に活動状況を報告し、その評価を受けると共に、要望や助言等を聴く機会を設けているが、同会議の開催後はその記録を公表してください。	・ 条例第59条の17第1項 ・ 解釈通知第三・二の二三(10)① ・ 条例第59条の17第2項	2
			事業の運営に当たっては、地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ってください。	・ 条例第59条の17第3項 ・ 解釈通知第三・二の二三(10)③	1
4	(1)	基本報酬	通所介護の提供に当たっては、通所介護と保険外サービスを明確に区分し、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めずに算定してください。また、通所介護の利用料とは別に費用請求し、会計を区分してください。	『介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱いについて』（平成30年9月28日） （／老推発0928第1号／老高発0928第1号／老振発0928第1号／老老発0928第1号／） （各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長通知）	1
	(2)	各種加算・減算	生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定については、リハビリテーションを実施している医療提供施設等の理学療法士等が地域密着型通所介護事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別指導訓練の作成を行い、機能訓練指導員等に対して、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。	・ 報酬告示別表2の2 注15 ・ 留意事項第二3の2(12)	1
5	変更届等	従業者の勤務の体制に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、市役所介護サービス課に届け出てください。	・ 法第78条の5第1項 ・ 施行規則第131条の13第1項第3号 ・ 規則第4条	2	
		運営規程に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、市役所介護サービス課に届け出てください。	・ 法第78条の5第1項 ・ 施行規則第131条の13第1項第3号 ・ 規則第4条	1	
合 計					21

**令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）**

○指定(介護予防)認知症対応型通所介護(共用型含む)

1. 文書指摘

(単位:件)

指摘項目			指摘事項	根拠法令等	件数
4	(2)	各種加算・減算	延長加算について、要件を満たしていない時間について算定されていました(ケアプランに位置付されていませんでした)。また、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・報酬告示別表3注6 ・予防報酬告示別表1注6 ・留意事項第二4(6)	1
合 計					1

2. 口頭指摘

(単位:件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成してください。(サービスが終了した利用者の計画を確認することができませんでした。)	・条例第71条第2項 ・予防条例第42条第3項 ・解釈通知第三・三3(2)④及び第四・三1(2)②	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第80条〈第9条第1項の準用〉 ・予防条例第11条第1項 ・解釈通知第三・三3(8)〈第三・一4(2)①の準用〉	2
			重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第80条〈第9条第1項の準用〉 ・予防条例第11条第1項 ・解釈通知第三・三3(8)〈第三・一4(2)①の準用〉	1
	(24)	勤務体制の確保等	利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしてください。	・条例第80条〈第59条の13第1項の準用〉 ・予防条例第28条第1項 ・解釈通知第三・三3(8)〈第三・二の二3(6)①の準用〉	1
	(28)	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知してください。	・条例第80条〈第59条の16第2項の準用〉 ・予防条例第31条第2項 ・解釈通知第三・三3(5)〈第三・二の二3(9)②参照〉	1
	(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。	・条例第80条〈第35条第3項の準用〉 ・予防条例第33条第3項 ・解釈通知第三・三3(8)〈第三・一4(26)③の準用〉	1
	(37)	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止検討委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業員に周知してください。	・条例第80条〈第40条の2の準用〉 ・予防条例第37条の2 ・解釈通知第三・三3(6)〈第三・一4(31)参照〉	1
5		変更届等	運営規程に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、市役所介護サービス課に届け出てください。	・法第78条の5第1項 ・施行規則第131条の13第1項第3号 ・規則第4条	2
合 計					10

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護

1. 文書指摘 (単位:件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(14)	取扱方針	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しての開催可)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	・条例第92条第7号 ・予防条例第53条第3項 ・解釈通知第三・四4(5)④ ・身体拘束廃止・防止の手引き(R6.3厚生労働省)	1
	(25)	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定してください。	条例第108条〈第32条の2第1項の準用〉 解釈通知第三・四4(15)〈第三・二の二3(7)①②参照〉	1
	(28)	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知してください。	・条例第108条〈第59条の16第2項の準用〉 ・予防条例第65条〈第31条第2項の準用〉 ・解釈通知第三・四4(17)〈第三・二の二3(9)②参照〉	1
	(33)	協力医療機関等	サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のための介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携及び支援について、円滑な協力を得るために当該介護老人福祉施設等との間であらかじめ必要な事項を取り決めてください。	・条例第103条第3項 ・予防条例第60条第3項 ・解釈通知第三・四4(18)②	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	自己評価及び外部評価結果については、「介護サービス情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムの活用、法人ホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示等による公表とともに、利用者及び利用者の家族へ提供（手交若しくは送付）してください。	・条例第108条〈第59条の17第1項の準用〉 ・予防条例第65条〈第39条第1項の準用〉 ・解釈通知第三・四4(24)〈第三・二の二3(10)①の準用〉 ・解釈通知第三・四4(24)、イ、ロ、ハ ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（H27. 3. 27老振発0327第4号・老老発0327第1号）	1
4	(37)	虐待の防止	運営指導の際に、『虐待の発生又はその再発を防止するための措置』のうち「委員会の開催と従業者周知、指針の整備」がなされていない事実を確認しました。それに当たっては、速やかに「改善計画」を提出し、事実が生じた日から3月後に改善計画に基づく報告を提出してください。なお、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間につきましては、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算することとしてください。（高齢者虐待防止措置未実施減算）	・条例第108条（第40条の2の準用） ・解釈通知第三・四4(22)（第三・一4(31)の準用）	1
	(2)	各種加算・減算	訪問体制強化加算については、1月当たりの延べ訪問回数が200回以上となった月において、当該加算を算定してください。	・報酬告示別表4リ ・留意事項第二5(14)	1
合 計					7

2. 口頭指摘 (単位:件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
2	(1)	従業者の員数	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる従業者を1以上としてください。	・条例第82条第1項及び第2項 ・予防条例第44条第1項及び第2項 ・解釈通知第三・四2(1)②ロ	2

3	(1)	内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。 （アセスメントの実施後に、重要事項説明書に同意を得ている事例が見受けられました。）	・条例第108条（第9条第1項の準用） ・予防条例第65条（第11条第1項の準用） ・解釈通知第三・四4(24)（第三・一4(2)①の準用）	1
3	(14)	取扱方針	緊急やむを得ず身体拘束を行っている利用者について、当初の「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の解除予定日を設定せず、身体拘束が行われている事例がありました。「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の内容を参考に身体拘束の解除予定日（「一時性」の要件を満たす期間とする）を設定するとともに、経過観察及び身体拘束解除に向けた定期的な再検討を行い、その結果について記録を残してください。	・条例第92条第6号 ・予防条例第53条第2項 ・開着通知第三・四4(5)③ ・身体拘束廃止・防止の手引き（R6.3厚生労働省）	1
			指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であることから、次のような状態が継続する場合は、運営推進会議にサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けてください。 ・週1回程度の利用 ・ほぼ毎日の宿泊サービスの利用	・解釈通知第三・四4(5)①及び第四・三2(2)④	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第100条及び第108条（第9条第1項の準用） ・予防条例第57条及び第65条（第11条第1項の準用） ・解釈通知第三・四4(13)及び(24)（第三・一4(2)①の準用）	4
	(24)	勤務体制の確保等	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。（認知症基礎研修を受講していない職員が見受けられました。）	・条例第108条（第59条の13第3項の準用） ・予防条例第65条（第28条第3項の準用） ・解釈通知第三・四4(24)（第三・二の二3(6)の準用）	1
	(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合には、利用者及び当該家族の同意も得るようにしてください。（同意を得ていない事例が確認されました）	・条例第108条（第35条第3項の準用） ・予防条例第65条（第33条第3項の準用） ・解釈通知第三・四4(24)（第三・一4(26)③の準用）	1
	(31)	広告	ホームページの料金表が更新されていません	・条例第108条（第36条の準用） ・予防条例第65条（第34条の準用）	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	自らその提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が確認しながら、事業所として提供するサービスの質の向上に繋げていくことを目指し、1年に1回以上自己評価を実施してください。	・条例第91条第2項 ・予防条例第66条第2項 ・解釈通知第三・四4(24)（第三・二の二3(10)の準用）	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	運営推進会議の複数事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。（開催された回すべてが合同開催でした。）	・解釈通知第三・四4(24)（第三・二の二3(10)の準用） ・解釈通知第三・四4(24)イ・ロ・ハ	1
合 計					14

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

1. 文書指摘

（単位：件）

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。 (R6.10.1再入居にあたって、重要事項説明書の同意を得ていませんでした。)	・条例第128条（第9条第1項の準用） ・予防条例第86条（第11条第1項の準用） ・解釈通知第三・五4(16)（第三・一4(2)①の準用）	1
	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、他の介護従事者と協議の上、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。 (計画作成に当たり、他の介護従事者との協議がされていない事例が確認されました。)	条例第118条第3項 予防条例第88条第2号 解釈通知第三・五4(5)③及び第四・三3(2)①	1
			指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供開始に際し、計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。 (R6.10.1再入居にあたってアセスメント、計画作成、計画の説明同意等の一連の手続きを実施していませんでした。)	・条例第118条第3～7項 ・予防条例第88条第2～11号 ・解釈通知第三・五4(5)③～⑤及び第四・三3(2)①～⑤	1
	(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等における個人情報の使用について、利用者及び利用者家族の個人情報の用いる場合は、利用者及び利用者家族の同意を、サービス提供開始時にあらかじめ文書により得てください。 (R6.10.1再入居に当たって利用者及び利用者家族の同意を得ていませんでした)	・条例第128条（第35条第3項の準用） ・予防条例第86条（第33条第3項の準用） ・解釈通知第三・五4(16)（第三・一4(26)③の準用）	1
4	(2)	各種加算・減算	医療連携体制加算（Ⅰ）ハについて、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得てください。	・報酬告示 別表5ホ注(3) ・留意事項 第二6(12)	2
			生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に係る以下の項目について、必要な措置を講じてください。 ●介護機器の使用について ・見守り機器について、全ての居室に設置する ・インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器を使用する（同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用すること） ・介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器を使用する	・報酬告示別表5レ(1) ・予防報酬告示 表第3ヨ(1) ・留意事項第二6(25)	1
5		変更届等	当該事業所を休止するときは、休止の日の1ヶ月前までにその旨を市に届け出てください。（休止届の提出が確認できませんでした）。	・法第78条の5第2項及び第115条の5第2項	1
合 計					8

2. 口頭指摘

（単位：件）

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
2	(1)	従業者の員数	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修（実践者研修又は基礎課程）を受講した者としてください。	・条例第110条第5項及び第6項 ・予防条例第71条第5項及び第6項 ・解釈通知第三・五2(1)③へ ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚労省告示第113号）	1
			指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としてください。	・条例第110条第1項及び第2項 ・予防条例第71条第1項及び第2項 ・解釈通知第三・五2(1)②イ	1

3	(2)	管理者、代表者	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を受講した者としてください。	・ 条例第112条 ・ 予防条例第73条 ・ 解釈通知第三・四2(3)② ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚労省告示第113号）	1
3	(11)	サービス提供の記録	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載してください。 （入居者1名について、被保険者証に入居の年月日及び入居施設名の記載がありませんでした）	・ 条例第115条第1項 ・ 予防条例第76条第1項 ・ 解釈通知第三・五4(2)①	1
	(14)	取扱方針	自らその提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。（R5年度の自己評価、外部評価の確認ができませんでした。） ・ 外部の者による評価 ・ 運営推進会議における評価	条例第117条第8項 予防条例第87条第2項 解釈通知第三・五4（16）	1
	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際して、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成が遅れている事例が確認されました。計画作成担当者は、サービスの提供開始までに計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。	・ 条例第118条第4項 ・ 予防条例第88条第4項 ・ 解釈通知第三・五4(5)③及び第四・三3(2)③	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	条例第128条（第9条第1項の準用） 予防条例第86条（第11条第1項の準用） 解釈通知第三・五4(16)（第三・一4(2)①の準用） 条例第122条 予防条例第80条 解釈通知第三・五4（8）	2
			重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	条例第128条（第9条第1項の準用） 予防条例第86条（第11条第1項の準用） 解釈通知第三・五4(2)（第三・一4(2)①の準用）	3
			運営規程の記載内容に不備がありましたので、修正してください。 （【運営規程】虐待の防止のための措置に関する事項の記載漏れ） なお、運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください	条例第122条 予防条例第80条 解釈通知第三・五4（8）	1
	(24)	勤務体制の確保等	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	・ 条例第123条第3項 ・ 予防条例第81条第3項 ・ 解釈通知第三・五4(9)④⑤（第三・二の二3(6)③参照）	2
			利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。	・ 条例第123条第1項 ・ 予防条例第81条第1項 ・ 解釈通知第三・五4(9)①	2
			事業主は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動及び優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてください。	・ 条例第123条第4項 ・ 予防条例第81条第4項 ・ 解釈通知第三・五4(9)⑥（第三・一4(22)⑥参照）	1
	(28)	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をしてください。	条例第128条（第59条の16第2項の準用） 予防条例第86条（第31条第2項の準用） 解釈通知第三・五4(13)②	1
(29)	掲示	事業所の見やすい場所に、指定通知を表示してください。	・ 規則第2条第2項	1	
4	(2)	各種加算・減算	看取り介護加算について、退去の翌月に亡くなった場合の請求についても説明し、文書で同意を得てください。	・ 報酬告示別表5の注10 ・ 厚生労働省告示第96号第三十三 ・ 留意事項第2(9) ・ 利用者等告示四十	1
			生産性向上推進体制加算について、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための会議を3ヶ月に1回以上開催してください。	報酬告示別表5レ(2) 予防報酬告示別表第3ヨ(2) 留意事項第2の6(25)	1
			協力医療機関連携体制加算について、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議は概ね月1回以上開催してください。	報酬告示別表5ニ注 留意事項第2の6(11)	運営規程、重要事項説明書
合 計					21

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者 に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定地域密着型特定施設入居者生活介護

1. 文書指摘

（単位：件）

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(35)	利用者家族・地域との連携等	運営推進会議は利用者、利用者家族、地域住民の代表者（区長や区長代理、近隣住民、民生委員など）、市の職員等により構成してください。 （施設従業員と利用者家族のみで運営推進会議が開催されていました）	・条例第149条（第59条の17第1項及び第1項の準用） ・解釈通知第三・六3（17）（第三・二の二3（10）①の準用）	1
合 計					1

2. 口頭指摘

（単位：件）

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(14)	取扱方針	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催してください。 （6か月に1度の開催となっていました）	条例第138条第6項 解釈通知第三・六3（5）②から④	1
	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供開始に際し、計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。 （計画作成後にアセスメントを実施している例が見受けられました。）	・条例第139条第2項	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程の記載内容に不備がありましたので、修正してください。 （【運営規程】虐待の防止のための措置に関する事項の記載漏れ） なお、運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください	条例第145条 解釈通知第三・六3（10）	1
	(24)	勤務体制の確保等	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。 （認知症基礎研修を受講していない職員が見受けられました。群馬県のホームページよりeラーニングで受講できるようです。）	・条例第146条第4項 ・解釈通知第三・六3（11）⑥（第三・二の二3（6）③参照）	1
	(29)	掲示	第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を、事業所の見やすい場所に掲示してください。	・条例第149条（第34条の準用） ・解釈通知第三・六3（17）（第三・一4（25）①の準用）	1
	(31)	広告	ホームページの料金表が運営規程及び重要事項説明書と異なっていますので訂正してください。	・条例第149条（第36条の準用）	1
合 計					6

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1. 文書指摘

(単位:件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	要介護認定の更新認定及び要介護状態区分の変更の認定を受けた際、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めてください。 (要介護認定の更新認定及び要介護状態区分の変更の認定があった際、担当者から専門的な意見を求めている事例が複数確認されました。)	・条例第189条(第158条第11項の準用)	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。【運営規程】利用料金【重要事項説明書】利用料金の記載誤り、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況に係る記載漏れ等) なお、運営規程の変更後は、市役所介護サービス課に変更届を提出してください。また、重要事項説明書の変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。	条例第186条 解釈通知第三・七5(8)②(第三・七4(18)⑤の準用) 条例第189条(第9条第1項の準用) 解釈通知第三・七4(28)〈第三・一4(2)①の準用)	1
	(24)	勤務体制の確保等	入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護・看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	・条例第187条第1項 ・解釈通知第三・七5(9)(第三・七4(19)の準用)	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、会議を開催するとともに、会議の記録を作成し、当該記録を公表してください。	・条例第177条〈第59条の17第1項の準用〉 ・解釈通知第三・七4(28)〈第三・二の二3(10)①の準用)	2
4	(2)	各種加算・減算	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イは、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合としてください。(前回の運営指導以降に、要件を満たすことが分かる根拠書類の確認ができませんでした) また、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・報酬告示別表7注11 ・留意事項第二8(12)	1
			入院又は外泊時の費用算定は、入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合としてください。	・報酬告示別表7注20 ・留意事項第二8(20)	1
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上としてください。	・報酬告示別表7フ ・留意事項第二8(51)	1
合 計					8

2. 口頭指摘

(単位:件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(11)	サービス提供の記録	入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載してください。	・条例第189条(第155条第1項の準用)	1
	(14)	取扱方針	身体的拘束適正化委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてください。	・解釈通知第三・七5(4)④	1
			自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ってください。	・条例第182条第9項	1
	(16)	介護、食事	介護職員等に対し、褥瘡対策に関する継続教育を実施してください。	・条例第183条第6項 ・解釈通知第三・七5(5)④(第三・七4(6)⑤ホの準用)	1

	(18)	健康管理	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行ってください。 さらに、介護職員に対する技術的援助及び指導を年2回以上行ってください。	・条例第163条の3 ・解釈通知第三・七4(12)①、七4(12)②	1
3	(23)	運営規程、重要事項説明書	重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。（【重要事項説明書】利用料金の記載誤り、提供するサービスの第三者評価の実施状況に係る記載漏れ等） また、重要事項説明書の変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。	条例第189条（第9条第1項の準用） 解釈通知第三・七4(28)（第三・一4(2)①の準用）	1
	(24)	勤務体制の確保等	ユニットリーダーのうち2名以上は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業員としてください。（2ユニット以下の施設の場合は1名でよい）	・条例第187条第2項第3号 ・解釈通知第三・七5(9)②	2
			ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	・条例第187条第4項 ・解釈通知第三・七5(9)④（第三・七4(19)③の準用）	1
			事業者は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてください。	・条例第187条第6項 ・解釈通知第三・七5(9)（第三・七4(19)⑤の準用）	1
	(27)	非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害（風水害）に関する具体的な計画を策定してください。	・条例第177条（第59条の15の準用） ・解釈通知第三・七4(28)（第三・二の二3(8)①の準用） ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害の体制整備の強化・徹底について（H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号）	1
	(35)	利用者家族・地域との連携等	地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民又はボランティア団体等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ってください。	・条例第177条（第59条の17第3項の準用） ・解釈通知第三・七4(28)（第三・二の二3(10)③の準用）	1
	(36)	事故発生の防止・発生時の対応	入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じてください。 なお、死亡に至った事故及び医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故については、原則として全て、事故発生後速やかに市役所介護サービス課へ報告してください。	・条例第175条第2項	1
合 計					13

令和6年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導におけるグッドポイント項目一覧

No.	実 施 内 容
1	身体拘束適正化検討委員会において外部講師を招き研修を行っている。研修終了後は理解度を確認する職員アンケートを実施しており、今後取り上げてほしいテーマ等の記載をしてもらっている。その他の研修でも受講するだけで終わりではなく、各自個別に受講報告書(レポート)を作成する制度としており、それにより集中して研修に臨むとともに受講後に研修内容を振り返る機会にもなっている。研修の効果を高め、知識として定着させる一助になっている良い取組として、グッドポイントとした。
2	年1回、簡易知能評価を測るスケールを利用し利用者の認知度を確認している。利用者の心身の状況把握に努めており、グッドポイントとした。